

藤岡市社会福祉協議会物品貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が有する物品の有効活用を図り、地域福祉の向上に資することを目的に行う物品貸出事業について必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出物品)

第2条 貸出を行う物品は、本会が所有する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 車いす
- (2) 手押し車
- (3) 高齢者疑似体験用具
- (4) レクリエーション用具
- (5) イベント用テント
- (6) その他、社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が認めたもの

(貸出の対象者)

第3条 貸出の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 藤岡市内に居住するもの
- (2) 藤岡市内に居住、在勤又は在学するもので構成されている団体
- (3) 本会の特別賛助会員
- (4) 本会のボランティアセンターに登録している個人・団体
- (5) 藤岡市内の公立の学校等教育機関
- (6) その他会長が適当と認める団体

2 前項各号に該当する個人又は団体であっても、本会が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、物品を貸し出さないものとする。

- (1) 貸し出された物品を、宗教活動若しくは政治活動又は営業活動等に利用する恐れがある個人又は団体
- (2) 暴力団若しくは暴力団員又はそれらと密接な関わりのある個人又は団体
- (3) その他会長が貸出に不適当と認めた個人又は団体

(利用の手続)

第4条 物品の貸出を受けようとするもの（以下「申込者」という。）は、藤岡市社会福祉協議会物品利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を利用期間の初日の4週間前から3営業日前までの間に、会長に提出しなければならない。

(審査)

第5条 会長は、前条による申請書が提出された場合は、申請のあった物品の貸出が、本事業の目的に適っているかを審査し、適当であると認めた場合には、貸出を承認するとともに申込者に対し藤岡市社会福祉協議会物品貸出承認書（様式第2号）を交付する。

2 前号で貸出を承認し、貸出が適当であると認めた場合は、藤岡市社会福祉協議会物品貸出管理簿（様式第3号）により管理する。

(利用料)

第6条 物品の貸出に関わる利用料は、無料とする。ただし、貸出期間に係る物品の維持管理に要する費用は申込者が負担するものとする。

(貸出期間)

第7条 物品の貸出期間は、1週間とする。ただし、会長が特別な理由があると認め
た場合はその限りではない。

(申込者の遵守事項)

第8条 申込者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理をもって物品を管理しなければならない。
- (2) 物品を破損し、又は滅失した場合は、速やかに会長に報告し、会
長の指示に従って申込者がこれを原状に復し、又はその損害を賠償
しなければならない。
- (3) 貸出しを受けた物品を第三者へ転貸してはならない。
- (4) 物品を返却する際は、点検・確認の上、貸出された時と同等の状
態で返却すること。

(貸出承認の取消し)

第9条 会長は、申込者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要綱の
規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すことができる。

2 貸出承認の取消しにより申込者に損害が生じても、本会は一切の責任を負わない。

(免責事項)

第10条 貸出された物品により、申込者が被った損害、又は申込者が第三者に与え
た損害に対して、本会は一切の責任を負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日より施行する。